

地域密着型介護老人福祉施設 白峰荘 利用料金表

カッコ内は日額 月額(30日)/円

		要介護 1 (742円)	要介護 2 (813円)	要介護 3 (888円)	要介護 4 (961円)	要介護 5 (1031円)
第1段階	① サービス費	22,260	24,390	26,640	28,830	30,930
	② 食費 (300円)	9,000				
	③ 居住費 (820円)	24,600				
	①+②+③合計	55,860	57,990	60,240	62,430	64,530
第2段階		要介護 1 (742円)	要介護 2 (813円)	要介護 3 (888円)	要介護 4 (961円)	要介護 5 (1031円)
	① サービス費	22,260	24,390	26,640	28,830	30,930
	② 食費 (390円)	11,700				
	③ 居住費 (820円)	24,600				
	①+②+③合計	58,560	60,690	62,940	65,130	67,230
第3段階①		要介護 1 (742円)	要介護 2 (813円)	要介護 3 (888円)	要介護 4 (961円)	要介護 5 (1031円)
	① サービス費	22,260	24,390	26,640	28,830	30,930
	② 食費 (650円)	19,500				
	③ 居住費 (1,310円)	39,300				
	①+②+③合計	81,060	83,190	85,440	87,630	89,730
第3段階②		要介護 1 (742円)	要介護 2 (813円)	要介護 3 (888円)	要介護 4 (961円)	要介護 5 (1031円)
	① サービス費	22,260	24,390	26,640	28,830	30,930
	② 食費 (1,360円)	40,800				
	③ 居住費 (1,310円)	39,300				
	①+②+③合計	102,360	104,490	106,740	108,930	111,030
第4段階 (減額なし)		要介護 1 (742円)	要介護 2 (813円)	要介護 3 (888円)	要介護 4 (961円)	要介護 5 (1031円)
	① サービス費	22,260	24,390	26,640	28,830	30,930
	② 食費 (1,900円)	57,000				
	③ 居住費 (3,000円)	90,000				
	①+②+③合計	169,260	171,390	173,640	175,830	177,930

令和 6年 4月 1日改定

- ※ 第1段階から第3段階の軽減適用を受けるには、市役所が発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット個室利用については市役所または担当ケアマネジャーにご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢により変更になることがあります。

(1) 入所者に共通して加算される費用（利用料金表に含まれています）

加算項目	内容等	日額 円/単位	月額(30日で計算) 円/単位
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	夜勤帯に介護職員または看護職員を基準数以上配置	46円	1,380円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が60%以上配置	18円	540円
看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護師を1名以上配置	12円	360円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金および各加算の合計に8.3%加算		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金および各加算の合計に2.7%加算		

※ 2割3割負担の方は割合に応じた金額になります

(2) 該当者のみ加算される費用

加算項目	内容等	日額 円/単位	月額 円/単位
初期加算	入所時または入院後の再入所時30日に限り算定	30円	
入院・外泊時加算	月6日まで施設外で宿泊（入院を含む）した際に算定	246円	
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制 入所月のみ算定		20円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	他機関と連携して身体機能の評価、機能訓練計画作成の実施		200円
療養食加算	病状に合った食事の提供。1日3食を限度	6円/食	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科衛生士等が口腔ケアを月2回以上の実施		110円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護情報システム（LIFE）に入所者の情報を登録し、フィードバックを受け介護サービスに取り組んだ場合に算定		50円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生リスクへの予防対応及び改善の改善の取組みの実施		3円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡発生の危険性の評価、多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し、褥瘡の発生がない場合		13円
自立支援促進加算	医師が定期的に医学的評価の見直しを行い、計画策定に参加している場合		280円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること		5円
排泄支援加算（Ⅰ）	排泄障害を軽減できると医療職が判断し利用者が望んだ場合		10円
排泄支援加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）により排尿または排便状態の一方が改善されるか、悪化しない場合		15円

※ 2割3割負担の方は割合に応じた金額になります

※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊加算を算定します。

※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合、月6日目までは減免の対象となりますが、7日目以降は一日あたり減免の居住費を負担していただきます。減免の対象外の方については、一日あたり3,000円を負担していただきます。

(3) 介護保険負担割合 2割負担について

○ 合計所得金額が160万円以上であり、

(単身世帯)：年金収入＋その他合計所得金額＝280万円以上 (単身で年金収入だけの場合も280万円以上に相当)

(夫婦世帯)：年金収入＋その他合計所得金額＝346万円以上

(4) 介護保険負担割合 3割負担について

○ 合計所得金額が220万円以上であり、

(単身世帯)：年金収入＋その他合計所得金額＝340万円以上の人 (単身で年金収入だけの場合は344万円以上に相当)

(夫婦世帯)：年金収入＋その他合計所得金額＝463万円以上

※(3)(4)について(注)：「合計所得金額」＝収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の金額を指す。上記基準についての詳細は、市介護福祉課までお問い合わせ下さい。

(5) 介護負担限度額について

区分	対象者	
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、または生活保護受給者。	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金の合計金額が、80万円以下の方。	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金の合計金額が、80万円超 120万円以下の方。	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金の合計金額が、120万円超の方。	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階(減額なし)	第1～第3段階以外の方(世帯課税)	

※(注) 利用負担段階の第2段階と第3段階とを区分する年金収入等に、非課税年金(障害年金、遺族年金)が、所得として合算される。

※ 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税。

※ 非課税年金＝遺族年金(寡婦、かん夫、母子、遺児年金を含む)や障害年金などを指す。

ただし、弔慰金・給付金などは対象外になる。。

※ 預貯金等＝預貯金、投資信託、有価証券、その他の現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)を指す。生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)は対象外になる。

※ 上記基準の該当、非該当等については、市介護福祉課までお問合せください。

(6) その他 (雑費)

その他	備考	利用料金
家電製品電気料	テレビ・電気毛布・電気あんか・電気シェーバーなど コンセントを必要とする物を使用した場合です	50 円/日
日常生活費	衣類、介護シューズ、ポータブルトイレ消臭液 入れ歯ポリドント (本人に必要な物品)	実 費
おやつ代	午前に提供される 飲み物(コーヒー、紅茶等)、お菓子	実 費
	午後に提供される おやつ原材料費	70 円/日
預かり品管理サービス利用料	貴重品管理 (各種保険証)、介護保険の更新手続き・ 認定調査立会い、預かり金の管理	50 円/日
教育娯楽費	レクリエーション活動の材料費です (おやつ作りや季節行事等)	実 費
理美容サービス代	出張理美容をご利用いただけます 毛染め、パーマ可能 ※別途料金が掛かります	2000 円/1カット
クリーニング代	希望による場合です (日常の洗濯費は無料)	実 費
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用等	実 費
医療費	診察代、お薬代	実 費

※1. ①預かり品管理については、別途同意書が必要となります。

② (1ヶ月あたり費用算出) ⇒事務処理回数×処理時間×期間貸率

■貴重品管理サービス利用料：平均 7回 × 0.13h × 1,700 円 ≒ 1500 円

※2. おやつ代および日常生活費については、入居者の希望によってご負担いただきます。

※3. 上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用・物品については、
事前に入居者および代理人等の了解を得た上で徴収、または購入をお願いします。

※4. 居室保持料⇒入院等で不在の場合、入居者またはご家族の希望により、概ね最長3ヶ月間は所定の
料金を徴収することで居室保持ができるものとします。

① 第1～3段階の方は、不在後6日目までは外泊・入院時加算が適用されます。不在後7日目以降
は居住費の負担限度額を徴収させていただきます。

第4段階の方は不在後、第4段階の居住費設定額を徴収させていただきます